

山口市在宅緩和ケア支援福祉サービス事業
介護保険対象外の福祉機器種目及び助成額取り扱い要領

令和元年8月1日

介護保険対象外の福祉機器種目及び助成額

福祉機器の種目	助成上限額（円/月）
吸引器（小型吸引器具）	5,000 円
吸入器（ネブライザー吸入器）	3,000 円
吸入・吸引器（両用型）	5,000 円
点滴スタンド	1,000 円

※助成額には搬入・搬出費を含むものとする。

※助成上限額を超えた場合、超えた分の費用は自己負担とする。

※実支出額が助成上限額を下回る場合は、実支出額を助成額とする。

※上記の福祉機器に付属して必要な物品については自己負担とする。